

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和六年三月一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 基本測量（数値地図二五〇〇〇（土地条件）の作成）

二 測量の地域 奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、葛城市並びに高市郡高取町及び明日香村の一部

三 測量の期間 令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで